

写

令和7年12月5日

議長 烏野 隆生様

提出者 高比良 正明

賛成者 河合 達雄

同 殿 本 マリ子

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第12号 政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例
の一部改正について

政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、岸和田市長（以下「市長」という。）が高潔性を自らすすんで市民に実証し、また市民が市長の高潔性について判断できるよう、」を加え、「岸和田市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改める。

第2条の見出し中「資産等報告書等」を「資産等報告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「100日」を「31日」に改め、同項第1号中「所在」の次に「、種別」を、「課税標準額」の次に「、共有持分」を加え、同項第2号中「面積」の次に「、共有持分」を加え、同項第3号中「所在」の次に「、種別」を、「課税標準額」の次に「、共有持分」を加え、同条第1項第9号中「借入金の額」を「借入元及び借入金の総額」に改め、同号を同項第13号とし、同項第8号中「貸付金の額」を「貸付先及び貸付金の総額」に改め、同号を同項第12号とし、同項第7号を同項第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

（10）日常生活の用に供していない動産であって、取得価額が30万円以上のもの　項目、種類、数量及び取得した際の価額

第2条第1項第6号中「自動車」を「日常生活の用に供している自動車」に、「（取得価額）を「であって、取得価額」に、「に限る。」を「（売買により取得したものに限る。）に、「種類」を「項目、種類（車種等）」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る」を「前3号又は第11号から第13号までのいずれかに該当するものを除く」に改め、「権利を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同号を同項第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

（7）金銭信託　信託先、種類及び元本の総額

第2条第1項第4号中「当座預金」の次に「、定期預金」を加え、「預金及び貯金の額」を「預入先、預金及び貯金の種別並びにその額」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

（4）不動産（前3号に掲げるものを除く。）のうち、償却資産（固定資産税の課税標準額が30万円以上のものに限る。）　資産の名称及び固定資産税の課税標準額の価額、共有持分並びに相続により取得した場合は、その旨

（5）当座預金、定期預金、普通預金及び普通貯金（金額が30万円以上のものに限る。）

預入先及び預入金の価額

第2条第1項に次の3号を加える。

- (14) 現金（金額が30万円以上のものに限る。） 現金の価額
- (15) 第2号、第5号から第8号まで及び第11号から第13号までのいずれかに該当するものを除く債権及び債務であって、その金額が30万円以上のもの（親族間のものを除く。） 債権及び債務の内容及び価額
- (16) 暗号資産、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める商品券やプリペイドカードなどの金券（電磁化された電子マネーを含む）による前払式支払手段、銀行業以外による資金移動業、暗号資産（いわゆる仮想通貨）のうち、金額が30万円以上のもの

第3条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる金額及び課税価格」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項に規定するものほか、市長は、同項の所得等報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 前年中の収入のうち当該金額が一の出所当たり3万円以上のものの収入の区分、出所及び金額
- (2) 前号の規定にかかわらず、前年中の金銭、物品その他財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）により取得した財産について、当該金額が一の出所当たり1万円以上のものの利益の供与をなした者の名称、金額及びその基団となった事実
- (3) 前年中の市長へのもてなしのうち交通、宿泊、食物及び娯楽に関するもの（以下「もてなし」という。）で当該金額が一の出所当たり3万円以上のものもてなしをした者の名称、金額及びその基団となった事実

3 第1項の所得等報告書における金額及び課税価格に係る事項の記載は、当該金額及び課税価格等に係る納税申告書の写しの提出をもって、これに代えることができる。この場合において、同項第1号に規定する金額が100万円を超えるときは、その基団となった事実を付記しなければならない。

第4条第1項中「報酬を得て」を削り、「関連会社等報告書を」の次に「、報酬の有無の別により」を加え、「作成しなければならない。」の次に「また、会社その他の法人の役員、顧問その他の職（報酬の無いものに限る。）が、宗教的、社交的又は政治的団体に係るものである場合にあっても含むものとする。ただし、市が公表している場合を除く。」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 市長は、その職を退いた後の雇用に関する契約その他取決め（以下これらを「取決め」という。）についての条件がある場合は、その取決めの相手方及び取決めの条件を第1項の報告書に記載しなければならない。

第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（市長が職を退き又は死亡した場合の責務）

第7条 第2条資産等報告書の作成、第3条所得等報告書の作成、第4条関連会社等報告書の作成、第5条資産取引報告書の作成、第6条資産等報告書等の保存、閲覧及び訂正についての責務は、当該人物が市長の職を退き、又は死亡した場合を含むものとする。当該人物が死亡している場合には、相続人がその責務を承継するものとする。

第5条の見出し中「及び」を「、」に改め、「閲覧」の次に「及び訂正」を加え、同条第1項中「前3条」を「前4条」に、「並びに」を「、」に改め、関連会社等報告書の次に「並びに資産取引報告書（以下「資産等報告書等」という。）」を加え、「5年」を「7年」に改め、同条第2項中「及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書」を「等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第2条から第5条までの規定により作成した自らの資産等報告書等に誤りを認めたときは、これを書面をもって訂正することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（資産取引報告書の作成）

第5条 市長は、前年中の次に掲げる資産取引（取引価額が30万円以上のものに限る。）の明細、期日及び価額を記載した資産取引報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 社債券
- (4) 株券
- (5) 有価証券（前各号に掲げるものを除く。）
- (6) 先物商品
- (7) 不動産権益（本人が現に居住する建物及び土地に関するものを除く。）
- (8) 暗号資産、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める商品券や

プリペイドカードなどの金券（電磁化された電子マネーを含む）による前払式支払手段、銀行業以外による資金移動業、暗号資産（いわゆる 仮想通貨）のうち、金額が10万円以上のもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

現在、政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例及び施行規則に基づき、市長の資産公開がなされているところであるが、近年、現金、預金や有価証券以外の電子マネーや仮想通貨といった金銭に代用されるものが流通するようになったことから、それらを含む改定を提起するものである。